

分析表

推計新規入院件数、推計平均在院日数
及び推計1入院当たり医療費

一般に、入院医療費に関しては、下記に示す方法により推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費を算定することができる。この分析表は、その方法を用いて国保被保険者の入院についての推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の令和5年度の状況を都道府県、業種別にまとめたものである。

○推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の算定方法

入院受診延日数は次の1.で示すように推計新規入院件数（前月以前に退院した者が当月再入院した場合を含む）と推計平均在院日数（次の2.の関係を用いて入院の1件当たり日数から算定した平均在院日数）の積に分解できる。

したがって、次の3.で示すように入院医療費は「推計新規入院件数」（入院発生）、「推計平均在院日数」（入院期間）及び「入院の1日当たり医療費」（入院単価）の3要素の積に分解でき、さらに、推計新規入院件数と推計1入院当たり医療費（推計平均在院日数に入院の1日当たり医療費を乗じて得た1入院当たり医療費）の積に分解できる。

1. 入院受診延日数と推計新規入院件数、推計平均在院日数の関係

$$\text{入院受診延日数} = \text{推計新規入院件数} \times \text{推計平均在院日数}$$

$$\text{推計新規入院件数} = \text{入院受診延日数} \div \text{推計平均在院日数}$$

2. 1件当たり日数と推計平均在院日数の関係

$$\text{推計平均在院日数} = 1\text{件当たり日数} \times \frac{\text{月の日数}-1}{\text{月の日数}-1\text{件当たり日数}}$$

$$1\text{件当たり日数} = \text{推計平均在院日数} \times \frac{\text{月の日数}}{\text{月の日数}-1+\text{推計平均在院日数}}$$

$$\text{月の日数} = \text{当該期間の日数} \div \text{当該期間の月数}$$

3. 入院医療費の3要素分解と推計1入院当たり医療費の関係

$$\text{推計1入院当たり医療費} = \text{推計平均在院日数} \times \text{入院の1日当たり医療費}$$

$$\text{入院医療費} = \text{入院受診延日数} \times \text{入院の1日当たり医療費}$$

$$\begin{aligned} &= \text{推計新規入院件数} \times \text{推計平均在院日数} \times \text{入院の1日当たり医療費} \\ &= \text{推計新規入院件数} \times \text{推計1入院当たり医療費} \end{aligned}$$

4. 推計平均在院日数に関する留意事項

(1) 国民健康保険事業年報の推計平均在院日数と病院報告の平均在院日数もしくは患者調査の退院患者平均在院日数には次に示すような違いがあるため数値が異なることがある。

①入院患者の範囲の違い

病院報告及び患者調査の対象となる患者には医療保険適用及び公費負担医療の患者以外

に、国民健康保険事業年報には含まれないその他（正常な分娩や検査入院、自賠責保険、労災、自費診療など）の患者が含まれる。

②算定方法の違い

国民健康保険事業年報の推計平均在院日数は入院の1件当たり日数から算定する。病院報告の平均在院日数は在院患者延数と新入院患者数、退院患者数から算定する。患者調査の退院患者平均在院日数は退院患者が実際に入院した期間の平均である。

③退院日が含まれるかどうかの違い

国民健康保険事業年報の入院受診延日数には退院日も含まれるが、病院報告の在院患者延数には退院日の患者は含まれず、患者調査の入院期間にも退院日は含まれない。

④当月中に退院・再入院した患者の入院日数を通算するかどうかの違い

当月中に退院・再入院した患者について、退院までの入院日数と再入院以後の入院日数は、国民健康保険事業年報の推計平均在院日数では1回の入院の入院日数として扱い、通算する。

病院報告の平均在院日数と患者調査の退院患者平均在院日数では別々の入院の入院日数として扱い、通算しない。

(2) 入院期間中に外泊した場合、外泊期間の日数は入院受診延日数に含まれ、外泊期間中の患者の延数も同様に病院報告の在院患者延数に含まれる。

(3) 国民健康保険事業年報の推計平均在院日数では、入院期間中に加入する医療保険制度を変更した場合、変更前後で別のレセプトに計上されるため、連続した入院として扱われないこととなる。

(参考) 具体的な計算手順

①レセプト統計から入院の1件当たり日数を計算する。

$$1\text{件当たり日数} = \text{受診延日数} \div \text{レセプト件数}$$

②推計平均在院日数を1件当たり日数を用いて、上記2. の方法により計算する。

なお、「月の日数」は、令和5年度（366日）分の統計なので、 $366 \div 12$ （30.5日）とする。

③推計新規入院件数を、上記1. の方法により計算する。

④推計1入院当たり医療費を、上記3. の方法により計算する。

分析表 都道府県、業種別推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の状況

	1人当たり 入院医療費		100人当たり 推計新規入院件数		推計平均在院日数		入院1日当たり 医療費		推計1入院当たり 医療費	
	順位	実数 (円)	順位	実数 (件／百人)	順位	実数 (日)	順位	実数 (円)	順位	実数 (円)
北海道	16	181,208	9	14.39	35	30.87	12	40,795	37	1,259,139
青森県	38	147,588	33	11.89	34	31.35	17	39,585	40	1,241,159
岩手県	24	161,502	29	12.07	10	39.77	39	33,638	14	1,337,711
宮城県	27	157,948	21	13.05	37	30.55	16	39,614	43	1,210,283
秋田県	15	181,366	19	13.41	12	38.63	36	35,025	12	1,352,930
山形県	21	169,623	23	12.75	23	34.94	22	38,083	17	1,330,453
福島県	33	151,658	24	12.70	30	32.19	25	37,102	44	1,194,319
茨城県	46	126,010	44	10.66	40	29.58	14	39,961	45	1,182,229
栃木県	41	143,137	41	11.03	26	33.79	20	38,396	23	1,297,305
群馬県	36	149,649	38	11.53	21	35.61	30	36,433	22	1,297,428
埼玉県	44	130,700	46	10.26	39	29.62	7	43,009	31	1,273,889
千葉県	43	134,016	35	11.86	46	26.68	8	42,361	47	1,130,370
東京都	47	120,899	47	9.78	45	27.29	2	45,292	41	1,236,007
神奈川県	42	134,213	45	10.33	41	29.29	5	44,368	21	1,299,686
新潟県	25	160,410	36	11.69	11	38.65	35	35,493	9	1,371,854
富山县	18	177,787	18	13.78	20	35.62	33	36,229	25	1,290,485
石川県	10	193,220	11	14.30	14	37.88	34	35,684	13	1,351,628
福井県	14	184,121	8	14.55	25	33.80	24	37,428	35	1,265,207
山梨県	39	144,440	40	11.28	22	34.98	28	36,619	30	1,280,944
長野県	32	152,330	32	11.98	29	32.29	19	39,392	32	1,271,928
岐阜県	35	149,677	37	11.62	33	31.76	13	40,545	26	1,287,682
静岡県	40	143,241	43	10.90	31	32.15	11	40,854	19	1,313,630
愛知県	45	127,853	42	10.95	47	25.85	3	45,163	46	1,167,288
三重県	23	164,429	25	12.32	18	36.00	26	37,090	16	1,335,102
滋賀県	28	157,635	26	12.26	42	29.17	6	44,068	27	1,285,594
京都府	30	155,278	28	12.08	44	27.77	1	46,282	28	1,285,080
大阪府	37	149,182	34	11.86	43	27.86	4	45,153	38	1,257,784
兵庫県	29	156,405	27	12.20	36	30.75	10	41,689	29	1,282,048
奈良県	31	152,496	30	12.03	38	30.38	9	41,707	34	1,267,154
和歌山县	34	151,586	31	12.01	28	32.96	21	38,301	36	1,262,326
鳥取県	12	187,167	16	14.00	27	33.54	15	39,858	15	1,336,733
島根県	2	219,829	3	15.84	13	38.21	31	36,321	6	1,387,730
岡山县	13	186,230	7	14.68	32	32.08	18	39,540	33	1,268,318
広島県	22	168,257	22	12.82	19	35.95	29	36,513	20	1,312,560
山口県	3	217,322	10	14.39	1	46.61	41	32,413	1	1,510,747
徳島県	8	203,229	15	14.01	2	46.36	47	31,283	2	1,450,197
香川県	11	192,424	14	14.08	9	39.96	37	34,197	10	1,366,449
愛媛県	19	176,323	13	14.13	24	33.98	27	36,717	39	1,247,731
高知県	7	207,739	6	14.69	7	41.45	38	34,120	3	1,414,179
福岡県	20	171,588	20	13.05	17	36.19	32	36,318	18	1,314,511
佐賀県	4	216,335	5	15.50	4	42.98	40	32,472	5	1,395,587
長崎県	5	212,538	4	15.57	5	42.90	44	31,812	11	1,364,766
熊本県	9	196,597	12	14.29	6	42.89	43	32,086	7	1,376,178
大分県	6	211,761	1	17.39	15	37.57	42	32,405	42	1,217,510
宮崎県	17	178,703	17	13.78	8	40.90	45	31,704	24	1,296,677
鹿児島県	1	222,991	2	15.91	3	44.33	46	31,608	4	1,401,143
沖縄県	26	158,214	39	11.50	16	36.63	23	37,553	8	1,375,606
医 師	2	59,646	4	6.80	2	12.70	2	69,107	1	877,785
歯科 医 師	6	51,787	2	7.09	6	11.29	5	64,678	6	730,204
薬 剤 師	5	51,985	6	6.20	3	12.45	4	67,387	4	839,111
一 般 業 種	3	58,029	5	6.72	5	12.10	1	71,339	2	863,316
建 設 関 係	1	65,483	1	7.63	1	13.28	6	64,627	3	858,315
全 国 土 木	4	56,633	3	6.88	4	12.21	3	67,395	5	822,618
市 町 村		153,370		12.00		32.37		39,473		1,277,553
組 合		61,152		7.25		12.74		66,161		842,950
合 計		144,297		11.54		31.15		40,148		1,250,670

(注) 1. 1人当たり入院医療費及び1日当たり医療費には、食事療養・生活療養(医科)費用額は含まれない。

2. 結果はある程度幅を持って受け止めるべきことに留意が必要である。